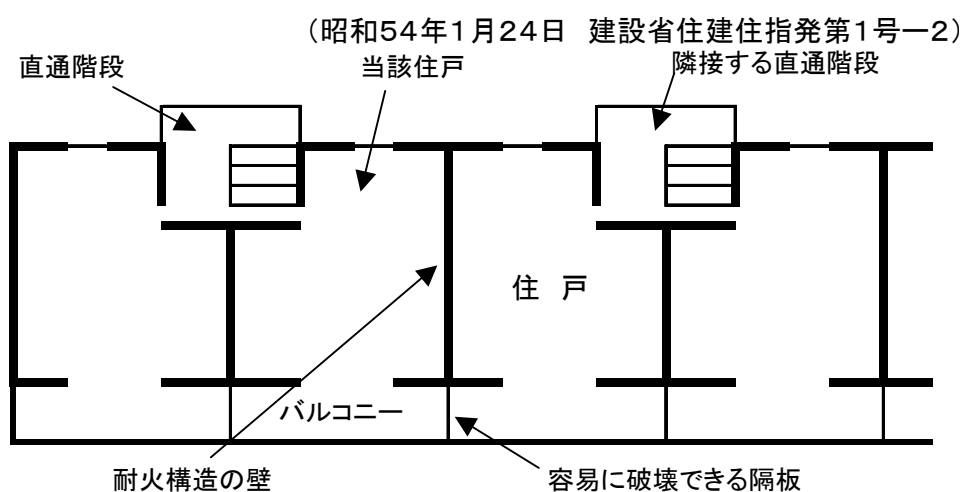


第2 避難計画

1 避難施設

(1) 階段室型共同住宅に対する建基政令第5章第2節の取扱い

主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で一の住戸から容易に破壊し得る隔板を設置した避難上有効なバルコニー等を経由して当該住戸に面する直通階段以外の直通階段（以下この項において「隣接する直通階段」という。）に避難できる場合、建基政令第5章第2節の規定の適用に当たっては、当該住戸に隣接する直通階段と同一の建築物内にあるとみなす。（第2-1図参照）



(2) 直通階段

ア 建基政令第120条の直通階段には、次のものは含まれないものであること。

(ア) 階段踊り場等が居室等の一部を兼ねているもの

(イ) 階段出入口の位置から、上下階への階段の出入口が容易に見通せないもの、あるいは著しく離れているもの

イ 避難上有効なバルコニー等

建基政令第121条の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものは、次によること。

(ア) バルコニー

a バルコニーの位置は、直通階段の位置と概ね対称の位置とし、かつ、当該階の各部分と容易に連絡されていること。

b バルコニーは、道路又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、安全な場所へ避難することができる手段が講じられていること。

※ 安全な場所に避難することができる手段とは、埋め込みはしご等により地上への避難動線が確保されているものをいう。

c バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の壁は、耐火構造とし、そ

の部分に開口部がある場合は、その開口部に防火設備が設けられていること。

d バルコニーの面積は、当該階の居室の床面積の合計の 3/100 以上かつ 2 m² 以上であること。

e 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 75 cm 以上、高さ 1.8 m 以上、下端の床面からの高さは 15 cm 以下であること。

f バルコニーは、十分外気に開放されていること。

g バルコニーの床は、耐火構造とし、かつ、構造耐力上安全なものとする。

(イ) 屋外通路

a 当該階の外壁面に沿って設けられ、直通階段の位置と概ね対称の位置で屋内と連絡されていること。

b 当該階の各部分と容易に連絡されていること。

c 通路の一端は、直通階段に連絡され、他端は安全な場所に避難することができる措置が講じられていること。

※ 直通階段が外壁に接して設けられていない場合、又は通路を直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合等にあつては、両端に安全に避難することができる手段を講じたもの。

d 屋内部分との区画、出入口の戸及び構造については、バルコニーと同様にされていること。

(ウ) その他これらに類するもの

下階の屋根、ひさし等（耐火構造のものに限る。）で、(ア) のバルコニー又は (イ) の屋外通路と同等以上の避難上の効果を有するものは、その他これらに類するものとして取り扱うことができるものであること。

ウ 直通階段の避難階における構造等

建基政令第 120 条の直通階段を避難階においてはね上げ式とする場合は次のこと。

(ア) 自動式であること。

(イ) 避難に当たって容易に設定することができること。

※ 地上等から容易に設定できることが望ましい。

(3) 2以上の直通階段

次に掲げる階段は、建基政令第 121 条で定める 2 以上の直通階段として扱えないものであること。

ア 2 以上の階段が途中階（避難階を含む。）で一の階段となるもの

イ 2 以上の直通階段を必要とする階が、一の階段室内を経由しなければ他の階段に到達できない避難動線となっているもの

(4) 屋外避難階段

建基政令第123条第2項で定める屋外に設ける避難階段は、各階において階段2面以上、かつ、周長の概ね2分の1以上が有効に外気に開放されたものであること。

なお、手すりは、建基政令第25条により設置し、転落防止のため概ね110cm程度（ただし、踊り場は110cm以上）とすること。

(5) 屋外への出口

ア 建基政令第125条第3項の適用にあたって、地上階と地下階がある場合の屋外出入口の幅は、店舗の存する地上階の最大の床面積と地下階の最大の床面積を合計した床面積で幅員算定すること。

イ 建基政令第125条に定める避難階の屋外への出口は、回転扉としないこと。

(6) その他

ア 建基政令第126条第2項の規定による屋上広場を設ける百貨店は、延べ面積3,000m²以上の規模を有する物品販売業を営む店舗とする。

イ 建基政令第120条の居室等の歩行距離は、火災時等の避難を想定したものであるから、室内の間仕切り、家具等の配置を十分考慮したものとする必要がある。

ウ 階段踊り場には、各階表示をしておくこと。なお、その場所に誘導灯又は非常照明が設置されている場合は、当該設備にも同様に階数表示をすること。

エ 避難経路となる通路、階段等の壁及び天井には避難上障害となる鏡等を設けないこと。

オ 直通階段が避難階において上層、下層のいずれにも連なる場合は、直通階段の階段室内に避難階である旨の表示等をしておくこと。

※ 誘導灯、誘導標識を設置すること。

カ 避難通路等には、避難障害となるような段差は設けないこと。

キ 百貨店及び展示場等の避難通路等

条例第38条で定める避難通路等については、あらかじめ指導するものとし、取扱いは、次によること。

(ア) 避難通路等の取扱い

a 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいうものであること。

b 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。

なお、避難口相互間を結ぶ通路は、幹線的として扱うものであること。

c 補助避難通路は、売場又は展示場内の各部分から、主要避難通路又は避難口に通じるものであること。

d 食堂の厨房及びストック場は売場には含まないものであること。

e 避難口は、次に掲げるものをいうものであること。

(a) 避難階の屋外へ通じる出入口

- (b) 直通階段への出入口（避難階を除く。）
 - (c) 隣接建築物への連絡通路の出入口
 - (d) 連続式店舗とこれらに類するもの各店舗から屋内通路へ通じる出入口
- (イ) 主要避難通路及び補助避難通路の取扱い
- a すべての避難口には、主要避難通路が設けられていること。
 - b 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けるものであること。

【参考】

避難施設等に係る条文

建基法

建基政令

	第23条	(階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)
	第24条	(踊場の位置及び踏幅)
	第25条	(階段及びその踊場の手すり)
	第26条	(階段に代わる傾斜路)
	第27条	(特殊の用途に専用する階段)
	第116条の2	(窓その他の開口部を有しない居室等)
	第117条	(廊下、避難階段及び出入口に係る適用範囲)
	第118条	(客席からの出口の戸)
	第119条	(廊下の幅)
	第120条	(直通階段の設置)
	第121条	(2以上の直通階段を設ける場合)
	第121条の2	(屋外階段の構造)
	第122条	(避難階段の設置)
	第123条	(避難階段及び特別避難階段の構造) 昭和44年5月1日建設省告示第1728号 (特別避難階段の付室に設ける外気に向って開けることのできる窓及び排煙設備の基準)
	第123条の2	(共同住宅の住戸の床面積の算定等)
	第124条	(物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)
	第125条	(屋外への出入口)
	第125条の2	(屋外への出口等の施錠装置の構造等)
	第126条	(屋上広場等)

第35条
(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)

2 避難施設の施錠

(1) 施錠の取扱い

ア 避難施設に設ける戸の施錠

条例第40条に定める施錠については、次によること。

- (ア) 「自動的に解除できる機能を有するもの」とは、防火対象物に設置されている自動火災報知設備等の作動により連動して解錠するものであること。
- (イ) 「容易に解錠できる構造であるもの」とは、かぎ等（IDカード、暗証番号を含む。）を用いず屋内から一の動作で容易に解錠できるものであること。
(例) 箱錠、非常錠、パニックバー、円筒錠、空錠

(2) 防火戸

ア 防火対象物において、避難階段が屋外避難階段1のみ存する場合、当該階段から消防隊が屋内へ進入する際、防火戸等が設けられ、かつ、施錠されている場合は、努めて自動火災報知設備等の作動により連動して解錠できるようにすること。なお、屋内から屋外へ避難経路となる部分に同様な防火戸等が設置された場合も同様とする。

イ 上記アについては、解錠し開放した後、消防隊が容易に進入できる構造にすること。

注：非回転式のノブ等（デッドボルトの影響）により、外部から進入が困難なものは、認められない。